

五泉市・村松町合併の記録

新「五泉市」誕生

新市のすがた

五泉市は、新潟県のほぼ中央に位置して越後平野の一画をなし、東西南の三方を緑豊かな山々に囲まれ、そこを源とする清流が流れる自然豊かな美しい市です。

古くからの歴史を刻む当市は、昭和29年11月3日に1町3村が合併し市制施行、その後隣接する3村の一部を編入、そして平成18年1月1日をもって隣接する村松町と合併し、新しい五泉市として生まれ変わりました。

総面積は351.87平方キロメートルの広さを擁し、多くの山林は人々に山のめぐみを与え、田園地帯からは豊かな実りがもたらされます。米はもちろんのこと、里芋・れんこん・いちご・キウイフルーツ・栗・銀杏など特産物を出荷する食糧生産地でもあります。

また、古い伝統と歴史を持つ織物産業と戦後めざましい発展をとげたニット産業は、全国的にも有名な生産地です。

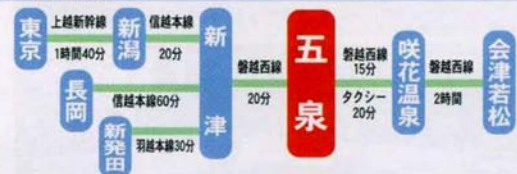
交通の大動脈となるJR磐越西線と国道290号が市内を通り、さらに磐越道安田IC及び新津ICに隣接しています。今後は、政令都市を目指す新潟市の隣に位置する利点とこれらの交通網を活かし、さらなる発展が期待されています。



- ◆面積 351.87 km²
 - ◆人口 56,965人
〔男性 27,162人
女性 29,803人〕
 - ◆世帯数 16,688 世帯
- *平成17年 国勢調査速報値

交通手段

JRでは



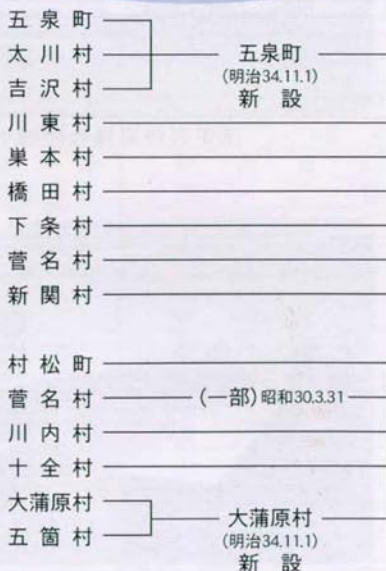
車では



合併の経緯

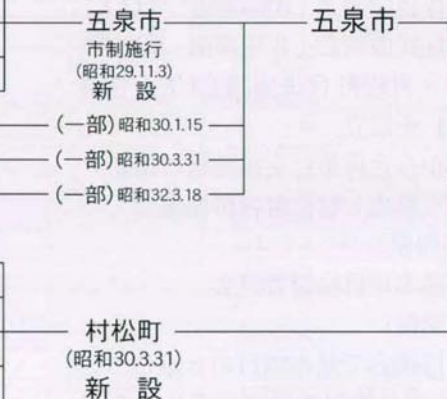
明治の大合併

市制町村制施行(明治22年)



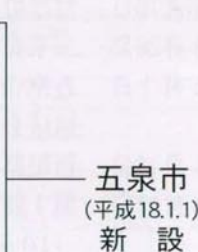
昭和の大合併

町村合併促進法施行(昭和28年)



平成の大合併

合併特例法改正(平成11年)



合併協議の経過

社会情勢の変化は、私たちの生活に様々な影響を与えています。高齢者の増加により福祉・保健・医療の分野では、きめ細かなサービスの提供が必要になってきています。一方、少子化の進行により地域の担い手が減少し、まちの活力が衰退することが懸念されています。このようなことから、地場産業の育成・発展についても、力を入れて取り組まなければならない大きな課題と考えます。

こうした課題に対応するためには、合併によるスケールメリットを活かした組織体制づくりと効率的な財政運営を図り、行政のスリム化と財政基盤を強化する必要があります。そこで、合併に関する協議を行うために、平成15年1月22日に五泉市・村松町任意合併協議会を設立しました。

任意合併協議会では、住民アンケートを実施して新市将来構想をまとめ、新市のキャッチフレーズを「人と自然が織りなす創造都市」と決定しました。

さらに、行財政制度の調整などの22議案を精力的に協議し、基本項目の3点（合併の方式、新市の事務所の位置、新市の名称）については、法定合併協議会に委ねることとして8回にわたる任意合併協議会を終えました。

合併協議の住民への周知を図るために、協議会だよりの発行や住民説明会を開催しました。そして、新市建設計画の策定など更なる合併協議を進めるために、平成16年5月1日に法律に基づく五泉市・村松町合併協議会を設立しました。

基本項目の3点については、基本項目検討委員会を開催し、その検討内容を協議会に答申し、承認を得ました。それにより、新市の名称を公募し、最も応募の多かった「五泉市」を新市の名称としました。

また、新市建設計画についても協議を重ねて、第8回合併協議会で正式に決定しました。

そして、平成17年3月14日に「合併協定調印式」を執り行い、3月18日に両市町議会で合併関連議案が賛成多数で可決されました。これを受けて、3月28日に新潟県知事に合併申請書を提出し、新潟県議会6月定例会で関係議案の可決、県知事の総務大臣への届出、8月16日付けの官報告示で合併が正式に決定しました。



任意合併協議会の様子



法定合併協議会の様子

- 平成15年1月22日 五泉市・村松町任意合併協議会を設立
- 1月22日 第1回五泉市・村松町任意合併協議会（8回開催）
- 2月14日 新市将来構想策定に係る住民アンケートを実施
- 10月20日 第6回協議会で新市将来構想を承認
- 平成16年1月5日 新市建設計画案を募集
- 1月16日 村松町住民説明会（10回開催 343人）
- 1月26日 五泉市住民説明会（8回開催 522人）
- 5月1日 五泉市・村松町合併協議会（法定合併協議会）を設立
- 5月13日 新潟県から合併重点支援地域に指定
- 5月17日 第1回五泉市・村松町合併協議会（10回開催）
- 8月11日 第1回基本項目検討委員会（4回開催）
- 10月8日 第3回協議会で基本項目の3点について、基本項目検討委員会の答申を受け、その検討内容を承認



基本項目検討委員会の様子

平成16年 11月5日 新市の名称を公募
 12月1日 村松町合併アンケート(回答率:73.5%, 賛成:20.3%, 合併はやむを得ない:38.5%, 反対:29.2%, わからない:12.0%)

平成17年 1月14日 第7回協議会で新市の名称を最も応募の多かった「五泉市」に決定
 1月23日 五泉市合併説明会(10回開催 578人)
 1月31日 村松町合併説明会(42回開催1,219人)
 2月18日 第8回協議会で建設計画を正式決定し、合併協定書案を承認
 3月14日 五泉市・村松町合併協定調印式
 3月18日 両市町議会で合併関連6議案を可決
 3月28日 新潟県知事へ合併(廃置分合)の申請
 8月16日 総務大臣の官報告示
 12月25日 村松町「合併50周年記念・閉町記念式典」
 12月28日 五泉市「閉市式」
 平成18年 1月1日 新五泉市「開市式」



合併協定書に署名



県知事に合併申請書を提出

法定合併協議会委員

(敬称略)

区分	五 泉 市		村 松 町	
	役職名(協議会役職名)	氏 名	役職名(協議会役職名)	氏 名
行政	市長(会長)	五十嵐 基	町長(副会長)	伊藤 勝美
	助 役	落合 勝志	助 役	佐久間 勝美
	収入役	中丸 繁雄	助 役	青木 紘三
議会議員	議長(監事)	林 茂	議長(監事)	阿部 定正
	副議長	星 孝子	副議長	相田 豊
	総務文教常任委員長	後藤 寛	総務農林常任委員長	石黒 俊雄
学識経験者	五泉よつば農業協同組合理事	五十嵐 豊次	村松町商工会会長	茂野 紘一
	澁谷ニット靴代表取締役社長	澁谷 進	村松町農業委員会会長	桐生 隆
	五泉商工会議所専務理事	佐藤 正雄	榑魚斎藤代表取締役社長	斎藤 公策
	女性行動計画推進会議委員長	堀内 一恵	南神尾材木店代表取締役社長	神尾 すみ江
	ごせんアビールアクションクラブ代表	山本 悟	教育委員	佐藤 幸代
	新潟県総合政策部市町村合併支援課長		岡田 伸夫 (H16.5.1~17.3.31)	
	新潟県総合政策部市町村課合併支援室長		伊藤 輝男 (H17.4.1~17.12.31)	

基本項目検討委員会委員

(敬称略)

役職名	氏 名	市 町	備 考	
委員長	阿部 定正	村松町	議会議長	
副委員長	林 茂	五 泉 市	議会議長	
	五十嵐 基		市長	
星 孝子	議会副議長			
後藤 寛	総務文教常任委員長			
阿部 周夫	厚生経済常任委員長			
高野 眞資	議会運営委員長			
小島 美代治	議会議員			
委 員	伊藤 勝美		村 松 町	町長
	相田 豊			議会副議長
	石黒 俊雄			総務農林常任委員長
	松尾 了一	建設商工常任委員長		
	小出 雄士	福祉文教常任委員長		
川瀬 圭介	共 通	議会運営委員長		
岡田 伸夫		新潟県総合政策部市町村合併支援課長		

合併協定調印式



合併協議会における協議が整ったことを受け、平成17年3月14日、五泉市福祉会館において、合併協定調印式が執り行われました。

調印式では、新潟県知事（代理・川上忠義副知事）をはじめ、両市町の県議会議員、両市町議会議員など80人余りの関係者が見守る中、五十嵐基五泉市長と伊藤勝美村松町長が署名、押印しました。

そして、特別立会人として川上副知事、立会人として市町の両議長を含む21人の合併協議会委員が署名し、合併の協定を結びました。

両市町議会で合併関連議案を可決

合併協定の調印を受け、平成17年3月18日、両市町議会定例会に合併関連の議案が提案されました。

提案された議案は、①廃置分合について（合併の議案）、②廃置分合に伴う財産処分に関する協議について、③廃置分合に伴う議会の議員の定数に関する協議について、④廃置分合に伴う議会の議員の在任に関する協議について、⑤廃置分合に伴う農業委員会の選挙による委員の任期等に関する協議について、⑥廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議についての6議案で、審議の結果、両市町議会とも同日にそれぞれ賛成多数で可決されました。これにより、五泉市と村松町の合併が事実上、決まりました。



五泉市議会の様子



村松町議会の様子

新潟県知事の合併決定と総務大臣告示

合併関連議案が両市町議会で可決されたことにより、平成17年3月28日、五泉市長と村松町長が新潟県知事に「五泉市及び中蒲原郡村松町の廃置分合について」（合併申請書）を提出しました。

新潟県は、県議会6月定例会に五泉市及び中蒲原郡村松町の廃置分合議案を提案し、7月15日に可決されました。これを受け、県知事は7月21日に廃置分合を決定し、総務大臣に届出を行いました。

そして、8月16日に総務大臣による官報告示が行われ、これにより平成18年1月1日の新「五泉市」の設置が正式に決定しました。

官報 第4157号

○総務省告示第九百十号
市町の廃置分合
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定により、五泉市及び中蒲原郡村松町を廃し、その区域をもって五泉市を設置する旨、新潟県知事から届出があったので、同條第七項の規定に基づき、告示する。
右の処分は、平成十八年一月一日からその効力を生ずるものとする。
平成十七年八月十六日

総務大臣 麻生 太郎